

# 那 霸 市 公 報

第 1 8 6 6 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行  
発 行 所  
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号  
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

## 目 次

### ◇ 告 示 ◇

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について (保護管理課) ..... 892
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について (保護管理課) ..... 893
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について (保護管理課) ..... 894
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について (保護管理課) ..... 895
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について (保護管理課) ..... 896

### ◇ 消防局訓令 ◇

- 那 霸 市 消 防 職 員 立 入 検 査 証 票 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 ..... 897

**告 示****那覇市告示第 246 号**

令和 6 年 8 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 知念 覚

名 称	開 設 者	指 定 年 月 日
所 在 地		
Dr.coming	知花 愛里	令和 6 年 7 月 1 日～ 令和 12 年 6 月 30 日
那覇市国場 372 番地 1 階		
仲本内科・小児科	医療法人 一文会	令和 6 年 6 月 1 日～ 令和 12 年 5 月 31 日
那覇市銘苅 3 丁目 15 番 3 号 仲本企画ビル 1 階		

## 那覇市告示第 247 号

令和 6 年 8 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
がんじゅう薬局	新垣 正次	令和 6 年 6 月 1 日
那覇市字安里 388 番地 5 1 階		

## 那 覇 市 告 示 第 248 号

令 和 6 年 8 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那 覇 市 長 知 念 覚

名 称		変 更 年 月 日
変 更 事 項	変 更 後 ( 変 更 前 )	
サクラ訪問看護ステーション		令 和 5 年 1 月 1 日
所 在 地	那 覇 市 安 里 2 - 4 - 29 アパ ー ト メ ン ト 国 際 通 り 403 ( 那 覇 市 久 米 2 丁 目 3 - 14 セ ゾ ン 久 米 ビ ル 8 階 )	

那覇市告示第 249 号  
令和 6 年 8 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
訪問入浴サービスセンターおもと園 (訪問入浴介護)	令和 6 年 7 月 31 日
那覇市安里 1-7-3 7F	
居宅介護支援事業所 誠 (居宅介護支援事業所)	令和 6 年 6 月 30 日
那覇市字小祿 811 番地 11 102	
デイサービスみらい (通所介護)	令和 6 年 5 月 31 日
那覇市字国場 335 番地 3	

那覇市告示第 250 号  
令和 6 年 8 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 ( 変 更 前 )	
サクラ訪問看護ステーション		令和 5 年 1 月 1 日
所在地	那覇市安里 2-4-29 アパートメント国際通り 403 (那覇市久米 2 丁目 3-14 セゾン久米ビル 8 階)	

## 消防局訓令

那 霸 市 消 防 局 訓 令 第 8 号  
令 和 6 年 7 月 23 日  
公 表 済

那 霸 市 消 防 職 員 立 入 検 査 証 票 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 の よ う に 定 め る。

那 霸 市 消 防 局  
局 長 上 原 立 也

那覇市消防職員立入検査証票規程の一部を改正する訓令

那覇市消防職員立入検査証票規程(昭和53年消防本部訓令第2号)の一部を次のように改正する。

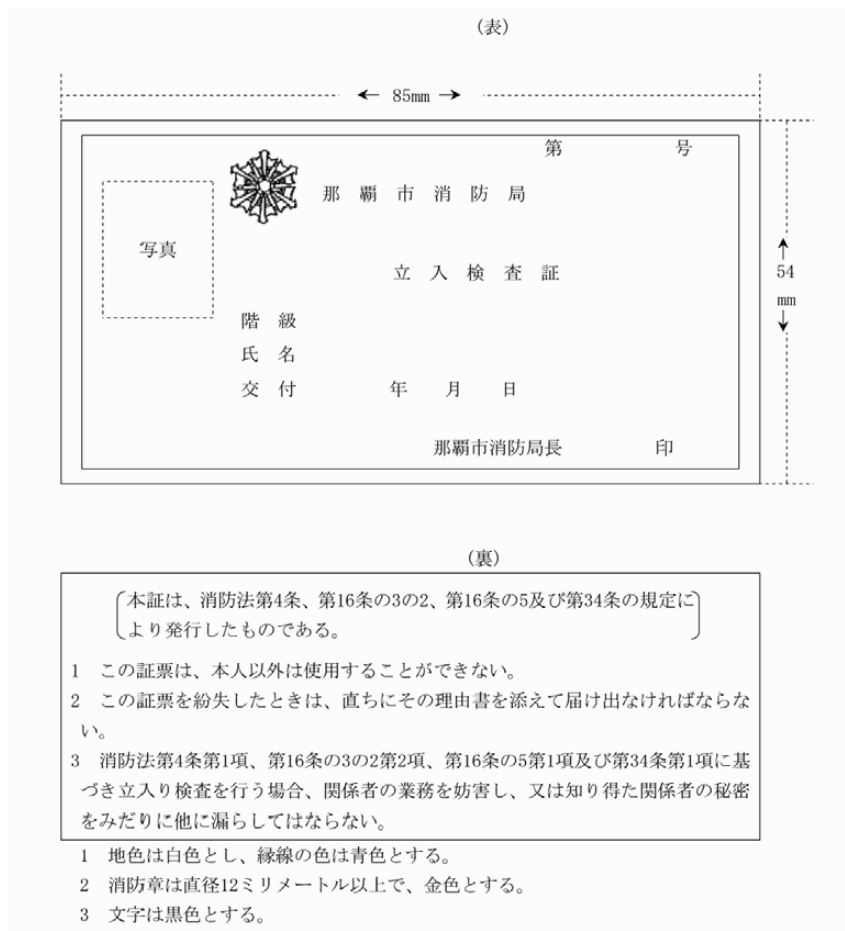
改正前	改正後
[別記様式 別記]	[別記様式 別記]
備考 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。	

付 則

この訓令は、令和6年8月15日から施行する。

[改正前 別記]


別記様式





[改正後 別記]  
別記様式

(表)

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;">  <div style="text-align: center;"> <p>立 入 検 査 証</p> <p>氏 名</p> <p>交付年月日      年   月   日</p> </div> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">上記の職員は、裏面に記載する法令の条項により立入検査等を行う者であることを証する。</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">那覇市消防局長      印</p>
--

(裏)

<p style="font-size: small; margin-bottom: 10px;">〔本証は、消防法第4条、第15条の3の2、第15条の5及び第34条の規定により発行したものである。〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この証票は、本人以外は使用することができない。</li> <li>・この証票を紛失したときは、直ちにその理由書を添えて届出なければならない。</li> <li>・消防法第4条第1項、第15条の3の2第2項、第15条の6第1項に基づき立入検査を行う場合、関係者の業務を妨害し、又は知り得た関係者の秘密をみだりに他に漏らしてはならない。</li> </ul>
--

備考

- 1 縦54ミリメートル、横85ミリメートルとする。
- 2 地色は白色とし、縁線の色は青色とする。
- 3 消防章は直径12ミリメートル以上で、金色とする。
- 4 文字は黒色とする。

